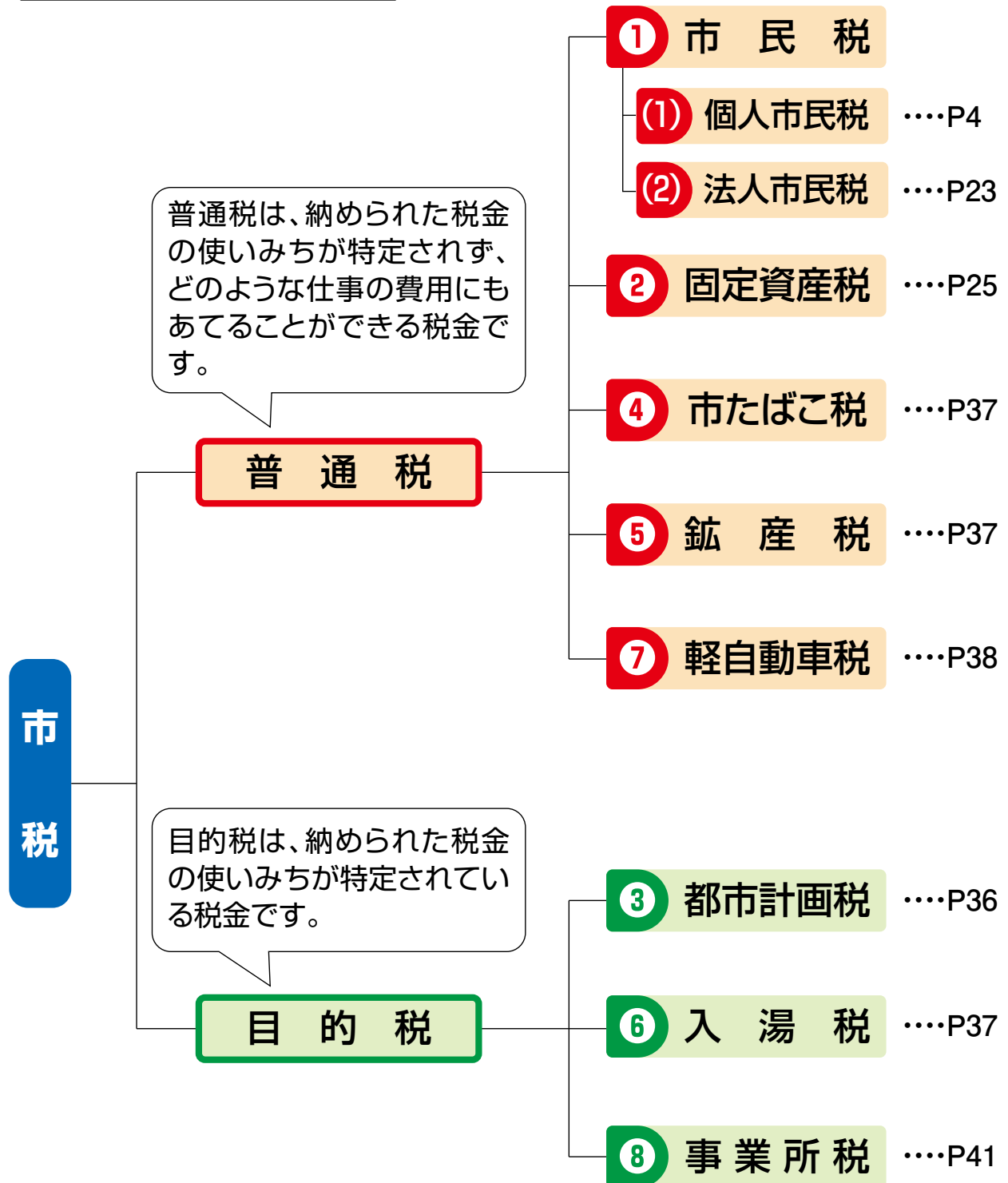


市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。

## 豊橋市の税体系



## ① 市民税

市民税は、一般には県民税と合わせて住民税と呼ばれ、住んでいる地域の「公（おおやけ）」の費用について、市民の皆さんに、応分の負担をしていただくものです。市民税には、個人が負担する「個人市民税」と会社などが負担する「法人市民税」があります。

また、市民税には、均等の税額によって納めていただく「均等割」と個人の所得に応じて納めていただく「所得割」（会社などの場合には法人税割）があります。

## (1) 個人市民税

### ◆納税義務者

個人市民税を納める人は、次のとおりです。

納める人	均等割	所得割	森林環境税※1
1月1日現在、市内に住所がある人	かかる		
1月1日現在、市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷※2がある人	かかる	かからない	

※1 令和6年度から始まった国税です。（P7参照）

※2 別荘、別宅等が家屋敷にあたります。

### ◆個人市民税のかからない人

#### ●森林環境税も均等割も所得割もかからない人

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 1月1日現在、障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に該当する人のうち、前年の合計所得金額（次ページ注1）が135万円以下の人

#### ●森林環境税のかからない人

- 前年の合計所得金額（次ページ注1）が、次の算式で求めた額以下の人  
 $31.5\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 28\text{万}9,000\text{円}$   
 ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、41.5万円

#### ●均等割のかからない人

- 前年の合計所得金額（次ページ注1）が、次の算式で求めた額以下の人  
 $32\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 28\text{万}9,000\text{円}$   
 ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、42万円

## ●所得割のかからない人

- 前年の総所得金額等<sup>(注2)</sup>が、次の算式で求めた額以下の人

$$35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 42万円$$

ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、45万円

注1 合計所得金額…所得金額の合計(※)

注2 総所得金額等…合計所得金額に損失の繰越控除を適用して計算した金額

※損失の繰越控除の適用を受ける人のみ、総所得金額等の計算に注意してください。

### 個人市民税等 非課税限度額早見表 同一生計配偶者+扶養親族数が4人までの場合

同一生計配偶者 + 扶養親族数	非課税限度額		
	森林環境税	均等割	所得割
0人(本人のみ)	415,000円	420,000円	450,000円
1人	919,000円	929,000円	1,120,000円
2人	1,234,000円	1,249,000円	1,470,000円
3人	1,549,000円	1,569,000円	1,820,000円
4人	1,864,000円	1,889,000円	2,170,000円

## ◆申告と納税

### ●申告について

1月1日現在、豊橋市内に住んでいる人は、前年の収入を申告する必要があります。ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ①前年中の所得が給与所得のみの人
- ②前年中の所得が公的年金等に係る所得のみの人
- ③所得税の確定申告書を税務署へ提出した人



### ●申告に必要なもの

- ① 市民税・県民税申告書
- ② 申告者ご本人の所得がわかるもの

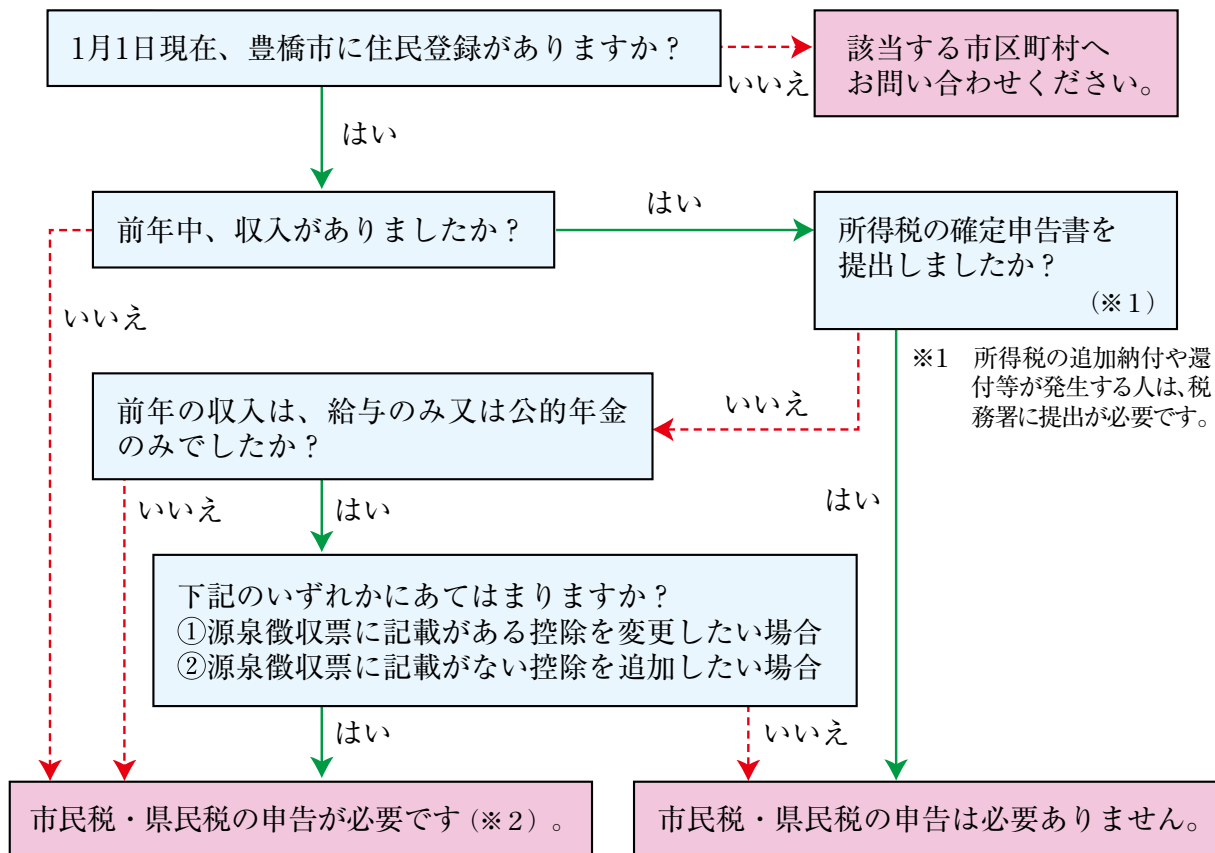
給与所得者	公的年金等受給者	事業所得者等
給与所得の源泉徴収票	公的年金等の源泉徴収票	収支内訳書、帳簿書類

- ③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者などの控除を受ける人は、それぞれの証明書、領収書、障害者手帳など
- ④ 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を受ける場合は、その人の所得がわかるもの
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書
- ⑥ 身元確認書類及び個人番号(マイナンバー)確認書類 ※郵送の場合は写し

身元確認書類	番号確認書類
・マイナンバーカード(写真付き)	・マイナンバーカード(写真付き)
・運転免許証 ・旅券(パスポート)	・マイナンバー通知カード(写真なし) ※
・障害者手帳 ・健康保険証 などいずれか1つ	・個人番号が記載された住民票の写し いずれか1つ

※記載された氏名、住所等が現在の状況と一致している場合に限ります。

●市民税・県民税の申告は必要？不要？



●納税について

市民税は、県民税及び森林環境税と合わせて(\*)納めていただくことになっており、納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

※市民税・県民税・森林環境税を以下「市民税等」といいます。

●特別徴収

①給与からの特別徴収

市役所から給与支払者(会社など)へ通知される税額に基づき、6月から翌年5月までの毎月の給与から引き落としすることで、市民税等を納めていただきます。

②公的年金からの特別徴収

公的年金を受給されている65歳以上の方が対象となる徴収方法です。市役所から年金支払者(日本年金機構など)へ通知される税額に基づき、隔月に支払われる年金から引き落としとして、公的年金分の市民税等を納めていただきます。

## ●普通徴収

特別徴収以外の市民税等は、ご自宅へ届く納税通知書に同封されている納付書又は口座振替などによって納めていただきます。原則、年4回（納期6月、8月、10月、翌年の1月）に分割して納めていただきます。第1期（納期6月）に納めていただくべき税額がある方については、第1期の納期限内に年税額を一括で納めていただくことができる納付書も同封しております。また、口座振替を設定されている方は、納税通知書にある税額が納期限日に引き落とされます。

複数の所得がある場合には、特別徴収と普通徴収を併用して納めていただくことがあります。

## ◆市民税等の算出方法

市民税等は前年中の所得を基準として計算されますので、令和6年度の市民税等は令和5年中の所得金額が基準となります。

$$\boxed{\text{市民税等の年税額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{森林環境税}}$$

### ●均等割額※

$$\boxed{\text{年額 4,500円}} \quad (\text{市民税 3,000円} \quad \text{県民税 1,500円})$$

### ●所得割額

一般に収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を基礎に次の算式で計算されます。

$$\boxed{\text{所得割額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税所得金額} \\ \text{所得金額 P8~11} \\ - \\ \text{所得控除額 P11~14} \end{array}} \times \boxed{\text{税率 P8}} - \boxed{\text{税額控除等 P15~17}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{配当割額控除額} \\ \cdot \\ \text{株式等譲渡所得割額控除額 P17} \end{array}} - \boxed{\text{定額減税額 P16}}$$

退職所得（P21参照）、山林所得（P8参照）、土地建物の譲渡所得（P21,22参照）などについては、特別な税額計算を行います。

### ●森林環境税

$$\boxed{\text{年額 1,000円}}$$

※ 復興特別税は令和5年度をもって終了し、令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まりました。温室効果ガス排出削減目標の達成や、山地災害を防止するための森林整備、地域材利用の促進などに必要な地方財源を安定的に確保することを目的として、1人当たり年額1,000円を賦課徴収します。



●所得割の税率…………… 一律10%

市民税	6%
県民税	4%

●所得の種類と算出方法

所得の種類		所得金額の算出方法
利子所得	預貯金、公債、社債などの利子	収入金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など	総収入金額－必要経費
事業所得	農業、小売業、サービス業又は、医師、外交員などの事業から生じる所得	総収入金額－必要経費
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額(注)
退職所得	退職金など	P21参照
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地、家屋などの資産を売った場合等の所得	総収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額(P21,22参照)
一時所得	生命保険の満期返戻金、クイズの賞金など	総収入金額－必要経費－特別控除額( $\frac{1}{2}$ が課税の対象)
雑所得	公的年金など上記の所得にあてはまらない所得	次の①～③の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② 業務に係る雑所得の収入金額－必要経費 ③ ①、②を除く雑所得の収入金額－必要経費

注 特定支出とは、通勤費、転勤に伴う引越費用、研修費、資格を取得するための支出等で、一定の要件に当てはまるものをいいます。



## ●給与の所得金額の計算

給与所得の金額は、給与の収入金額から次により計算した額です。

給与の収入金額		給与所得の金額	
	551,000円未満		0円
551,000円以上	1,619,000円未満	収入金額	- 550,000円
1,619,000円以上	1,620,000円未満		1,069,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満		1,070,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満		1,072,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満		1,074,000円
※1,628,000円以上	1,800,000円未満	収入金額 × 60%	+ 100,000円
※1,800,000円以上	3,600,000円未満	収入金額 × 70%	- 80,000円
※3,600,000円以上	6,600,000円未満	収入金額 × 80%	- 440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	収入金額 × 90%	- 1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額	- 1,950,000円

上の表のうち※印の欄については次の算式により計算した金額を収入金額としてください。  

$$\text{収入金額} \div 4,000 (\text{小数点第1位以下切捨て}) \times 4,000$$

## ●所得金額調整控除

給与所得控除の上限の引き下げによる介護・子育て世帯の負担増、給与所得控除額と公的年金等控除額の双方が10万円引き下げられることによる負担増への配慮として、所得金額調整控除が設けられることになりました。

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850 \text{万円} \} \times 10\%$$

この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)} \} - 10 \text{万円}$$

●公的年金等の所得金額の計算

公的年金等の所得金額は、公的年金等の収入金額から次により計算した額です。

公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満	60万円以下	0円
	60万円 超 130万円未満	収入金額 - 600,000円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 275,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 685,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,455,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,955,000円
65歳以上	110万円以下	0円
	110万円 超 330万円未満	収入金額 - 1,100,000円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 275,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 685,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,455,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,955,000円

公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満	50万円以下	0円
	50万円 超 130万円未満	収入金額 - 500,000円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 175,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 585,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,355,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,855,000円
65歳以上	100万円以下	0円
	100万円 超 330万円未満	収入金額 - 1,000,000円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 175,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 585,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,355,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,855,000円



公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満	40万円以下	0円
	40万円 超 130万円未満	収入金額 - 400,000円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,755,000円
65歳以上	90万円以下	0円
	90万円 超 330万円未満	収入金額 - 900,000円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,755,000円

## ●所得控除

所得控除は所得のある人の個別の事情(扶養親族がいるかどうか、病気や災害の出費があったかどうかなど)を考慮して、実情に応じた税の負担をしていただくために所得金額から差し引くものです。その種類と控除額は次のとおりです。

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	次の①、②のいずれか多い金額 災害や盗難などによる損失の金額 - 保険金等で補てんされる金額…A ① Aの金額 - (総所得金額 × 10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円	
医療費控除 P61.62も併せてご覧ください。	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - {(総所得金額等 × 5%) 又は10万円のいずれか低い額} <限度額200万円> ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円 <限度額88,000円>	
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険税、公的年金の掛金など)を支払った場合	支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度により掛金を支払った場合	支払った掛金の全額

種 類	要 件		控 除 額	
生命保険料控除	保険料の支払額	(契約日H24.1.1) 新契約	12,000円以下	支払った保険料の全額
			12,000円超 32,000円以下	支払った保険料の金額 × $\frac{1}{2}$ + 6,000円
			32,000円超 56,000円以下	支払った保険料の金額 × $\frac{1}{4}$ + 14,000円
			56,000円超	28,000円
	旧契約	(契約日H23.12.31)	15,000円以下	支払った保険料の全額
			15,000円超 40,000円以下	支払った保険料の金額 × $\frac{1}{2}$ + 7,500円
			40,000円超 70,000円以下	支払った保険料の金額 × $\frac{1}{4}$ + 17,500円
			70,000円超	35,000円
	新・旧契約双方の控除を適用する場合		一般生命保険料・個人年金保険料について、新・旧契約それぞれの計算式から求めた控除額を合計する。	
			控除限度額：各28,000円	
合計適用限度額		一般分・個人年金分・介護医療分	70,000円	
地震保険料控除 ※損害保険契約等のうち満期返戻金のあるもので保険期間、共済期間が10年以上のもの(旧長期損害保険契約)については、平成18年末日までに契約を締結したものに限りま	保険料の支払額	地震	50,000円以下	支払った保険料の金額 × $\frac{1}{2}$
			50,000円超	25,000円
	旧長期損害	旧長期損害	5,000円以下	支払った保険料の全額
			5,000円超 15,000円以下	支払った保険料の金額 × $\frac{1}{2}$ + 2,500円
			15,000円超	10,000円
	地震保険料と、旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ計算した控除額の合計額が、地震保険料控除額となります(上限25,000円)。			
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子を有するひとり親で、かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人		30万円	
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人		26万円	
勤労学生控除	前年中、自己の勤労に基づく所得があり、合計所得金額が75万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の人		26万円	

種 類	要 件	控 除 額			
障害者控除	前年の12月31日現在、障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族	1人につき 26万円 (特別障害者については30万円、同居特別障害者については53万円)			
配偶者控除	納税義務者と生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 注 右側のカッコ内の年齢については、前年の12月31日現在の状況	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)		
	合計所得金額	900万円以下	33万円	38万円	
	納税義務者の合計所得金額	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	
	納税義務者の合計所得金額	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	
	納税義務者の合計所得金額	1,000万円超	適用なし	適用なし	
配偶者特別控除	納税義務者が生計を一にする配偶者を有する場合 ただし、以下に該当する場合は、この控除の適用を受けることができません。 ○配偶者が ・他の人の扶養親族とされている。 ・青色専従者給与の支払を受けている。 ・事業専従者に該当する。 ・控除対象配偶者に該当する。 ○配偶者の合計所得金額が133万円を超えている。 ○納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている。 ※夫婦間で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません	納税義務者の合計所得金額			
	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超	950万円超	
	配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	配偶者の合計所得金額	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	配偶者の合計所得金額	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	配偶者の合計所得金額	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	配偶者の合計所得金額	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	配偶者の合計所得金額	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	配偶者の合計所得金額	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	配偶者の合計所得金額	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得金額	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	133万円超	0円	0円	0円	

種類	要件		控除額	
扶養控除	納税義務者と生計を一にする親族で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 注 右側のカッコ内の年齢については、前年の12月31日現在の状況		一般扶養親族 (16歳以上19歳未満又は、 23歳以上70歳未満)	33万円
			特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	45万円
			老人扶養親族 (70歳以上)	38万円
			老人扶養親族のうち 同居老親等(70歳以上)	45万円
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
		2,500万円超	適用なし	

● 同一生計配偶者・控除対象配偶者

● 控除の対象となる扶養親族

用語	意義		
同一生計配偶者・ 控除対象配偶者	納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にする人(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者に該当する人を除く)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である人		
	前年の合計所得金額		
		納税義務者	配偶者
	同一生計配偶者	(制限なし)	48万円以下
	控除対象配偶者	1,000万円以下	48万円以下
控除の対象となる 扶養親族	納税義務者と生計を一にする配偶者を除く扶養親族(16歳以上)で次のいずれかに該当する人 ・前年の所得が無かった人 ・前年の合計所得金額が48万円以下の人 ・前年の所得が非課税所得(遺族年金や障害年金など)のみであった人		

●**税額控除**（算出された所得割額から控除されます。）

- 調整控除** 市民税・県民税と所得税で人的控除額に差があるため、平成19年度に行われた税源移譲による負担が増えないように、下表の調整控除の金額が所得割額から控除されます。合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用されません。

課税所得金額	調整控除額
200万円以下	①と②のいずれか小さい額 ①人的控除額の差 <sup>(注)</sup> の合計額×5% ②市民税・県民税の課税所得金額×5%
200万円超	①と②のいずれか大きい額 ①{人的控除額の差の合計額－(市民税・県民税の課税所得金額－200万円)}×5% ②2,500円

注 所得税と個人市民税・県民税 人的控除額の差

控除の種類		金額	控除の種類		金額			
基礎控除※1		5万円	納税義務者本人の 所得金額		900万円 以下	900万円 超	950万円 超	
障害者控除	普通	1万円				950万円 以下	1,000万円 以下	
	特別	10万円	配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円	
	同居特別	22万円		老人	10万円	6万円	3万円	
ひとり親控除	父※2	1万円	配偶者 特別 控除	配偶者の 所得 金額	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	母	5万円			50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
寡婦控除		1万円	扶養 控除	一般	5万円	老人	10万円	
勤労学生控除		1万円		特定	18万円	同居 老親等	13万円	

※1 基礎控除の人的控除の差は一律5万円

※2 ひとり親（父）については、旧寡夫控除相当の1万円をそのまま引き継ぐ

- **定額減税(令和6年度分)** 令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることになりました。

対 象	前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者
減税額 (控除額)	本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円 ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。 ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。 ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。
その他	○ 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。 ○ 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。 ( <a href="https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm">https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm</a> )

- **配当控除** 株式の配当などの配当所得について総合課税を選択した場合は、次の配当などの種類・割合により計算した金額が所得割額から控除されます。

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の 証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
外貨建等 証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

- **住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)** 所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で控除しきれない額がある場合には、以下の金額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。年末調整又は確定申告において住宅ローン控除の申告をすれば、市民税・県民税で住宅ローン控除の適用を受けるための申告は不要です。

対 象	平成21年～令和6年に入居した方
控除額	次のいずれか少ない方の額 1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった金額 2) 所得税の課税総所得金額等の額の5% (上限: 97,500円) 又は7% (上限: 136,500円)



## ●寄附金税額控除

寄附金税額控除額は(A)と(B)の合計額です。

寄附金税額控除	控除額の計算方法	対象
(A)基本控除	市 (寄附した金額 <sup>(注1)</sup> - 2,000円) × 6 % 県 (寄附した金額 <sup>(注1)</sup> - 2,000円) × 4 %  (注1) 対象となる寄附金限度額は、総所得金額等の30%です。	・地方公共団体 ・愛知県共同募金会 ・日本赤十字社愛知県支部 ・愛知県、豊橋市が条例により指定した団体
(B)ふるさと寄附に係る特例控除	(ふるさと納税対象地方公共団体への寄附 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 <sup>(注2)</sup> )  ◆市：県 = 3：2に按分 ◆特例控除の限度額は市民税・県民税調整控除後の所得割額の20%	・ふるさと納税対象地方公共団体

### 注2 所得税の限界税率の求め方

「市民税・県民税課税総所得金額」 - 「人的控除の差の合計額 (P15 参照)」		税率
	195万円以下	5.105%
195万円超	330万円以下	10.210%
330万円超	695万円以下	20.420%
695万円超	900万円以下	23.483%
900万円超	1,800万円以下	33.693%
1,800万円超	4,000万円以下	40.840%
4,000万円超		45.945%

#### ・ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体（5団体以内に限る）に申告特例申請書を提出すれば、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金税額控除を受けることができます。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った人や、確定申告や市民税・県民税の申告を行う人は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることができないので、ふるさと納税についての控除を受けるためには、確定申告又は市民税・県民税の申告を行う必要があります。

●**外国税額控除** 外国で得た所得について、その国の所得税などが課税された場合は、一定の方法により、外国税額が所得割額から控除されます。

●**配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除** 配当割額又は株式等譲渡所得割額が特別徴収された所得を申告した場合には所得割として課税され、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から控除されます。控除しきれない場合は、均等割などに充当又は還付されます。

## ◆個人市民税・県民税・森林環境税を計算してみましよう

### ●サラリーマンの場合（家族構成…本人と妻と子供2人）

- ・ Aさん(43歳)の令和5年中の収入及び支払額
  - (ア) 給与収入…6,000,000円      (イ) 社会保険料…600,000円
  - (ウ) 生命保険料…60,000円      (エ) 地震保険料…20,000円
  - (旧契約の一般生命保険料)
- ・ 妻(39歳)…パート 給与収入95万円(所得40万円⇒控除対象配偶者に該当)
- ・ 子供(17歳)…高校生(一般扶養に該当)
- ・ 子供(14歳)…中学生{年少扶養(16歳未満の扶養親族)に該当}

単位 (円)

①給与所得 (ア)×80% - 440,000	4,360,000	
②社会保険料控除 (イ)	600,000	
③生命保険料控除 (ウ)× $\frac{1}{4}$ + 17,500	32,500	
④地震保険料控除 (エ)× $\frac{1}{2}$	10,000	
⑤配偶者控除	330,000	
⑥扶養控除(一般扶養/16歳以上19歳未満)	330,000	
⑦扶養控除(年少扶養は控除対象外)	0	
⑧基礎控除	430,000	
⑨控除合計 ②～⑧合計	1,732,500	
⑩課税所得金額 ① - ⑨(千円未満切捨)	2,627,000	
	市民税	県民税
⑪調整控除前所得割額 ⑩×税率	157,620	105,080
⑫調整控除(注)	1,500	1,000
⑬定額減税額	24,000	16,000
⑭所得割額 ⑪ - ⑫ - ⑬(百円未満切捨)	132,100	88,000
⑮均等割額	3,000	1,500
⑯市民税・県民税 ⑭ + ⑮	135,100	89,500
⑰<国税>森林環境税	1,000	
<b>令和6年度の年税額</b>	<b>225,600</b>	

注 調整控除の計算はP15を参照してください。

●年金受給者の場合（家族構成…本人と妻）

- ・ Bさん(70歳)の令和5年中の収入及び支払額
  - (ア) 年金収入…………… 2,631,000円
  - (イ) 介護保険料…………… 20,000円
  - (ウ) 国民健康保険料…………… 200,000円
- ・ 妻(71歳)…年金収入150万円(雑所得40万円⇒老人の控除対象配偶者に該当)

単位 (円)

①雑所得 <sup>(注)</sup> (ア) - 1,100,000	1,531,000	
②社会保険料控除 (イ) + (ウ)	220,000	
③配偶者控除(老人の配偶者)	380,000	
④基礎控除	430,000	
⑤控除合計 ②～④合計	1,030,000	
⑥課税所得金額 ① - ⑤(千円未満切捨)	501,000	
	市民税	県民税
⑦調整控除前所得割額 ⑥ × 税率	30,060	20,040
⑧調整控除	4,500	3,000
⑨定額減税額	12,000	8,000
⑩所得割額 ⑦ - ⑧ - ⑨(百円未満切捨)	13,500	9,000
⑪均等割額	3,000	1,500
⑫市民税・県民税 ⑩ + ⑪	16,500	10,500
⑬<国税>森林環境税	1,000	
<b>令和6年度の年税額</b>	<b>28,000</b>	

注 「雑所得」とは、給与や事業、配当などによる所得に当てはまらないものをいいます。公的年金を税法上の所得に分類すると、「雑所得」に該当します。(P8参照)

Bさんの市民税・県民税納付方法等

令和6年度より年金からの特別徴収が始まる場合

年税額 28,000円		
納付時期	金額	納付方法
第1期(6月)	0円	普通徴収
第2期(8月)	3,500円	
令和6年10月	8,300円	特別徴収
12月	8,100円	
令和7年2月	8,100円	

令和5年度より年金からの特別徴収が継続の場合

年税額 28,000円		
納付時期	金額	納付方法
令和6年4月	7,500円	特別徴収
6月	7,500円	
8月	7,500円	
10月	0円	
12月	0円	
令和7年2月	5,500円	

●年金受給者で給与収入のある場合（家族構成…本人と妻）

- ・ Cさん(75歳)の令和5年中の収入及び支払額
  - (ア) 年金収入…………… 2,000,000円
  - (イ) 給与収入…………… 1,200,000円
  - (ウ) 介護保険料…………… 76,000円
  - (エ) 後期高齢者医療保険料… 130,000円
  - (オ) 社会保険料…………… 150,000円

- ・ 妻(74歳)…年金収入135万円(雑所得25万円⇒老人の控除対象配偶者に該当)

単位 (円)

①雑所得 (ア) - 1,100,000	900,000	
②給与所得 (イ) - 550,000 = 650,000 所得金額調整控除額 <sup>(注)</sup> 100,000 650,000 - 100,000 = 550,000	550,000	
③合計所得金額 ① + ②	1,450,000	
④社会保険料控除 (ウ) + (エ) + (オ)	356,000	
⑤配偶者控除(老人の配偶者)	380,000	
⑥基礎控除	430,000	
⑦控除合計 ④～⑥合計	1,166,000	
⑧課税所得金額 ③ - ⑦(千円未満切捨)	284,000	
	市民税	県民税
⑨調整控除前所得割額 ⑧ × 税率	17,040	11,360
⑩調整控除額	4,500	3,000
⑪定額減税額	12,000	8,000
⑫所得割額 ⑨ - ⑩ - ⑪(百円未満切捨)	500	300
⑬均等割額	3,000	1,500
⑭市民税・県民税 ⑫ + ⑬	3,500	1,800
⑮<国税>森林環境税	1,000	
<b>令和6年度の年税額</b>	<b>6,300</b>	

注 所得金額調整控除

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)} - 10万円 (P9参照)

市ホームページ (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/>) の市民税課「市民税・県民税の申告」のページに、個人市民税・県民税の試算ができる、住民税額シミュレーションを掲載しています。

## ◆分離課税

退職所得、土地・建物や株式等の譲渡所得、山林所得、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合）、先物取引に係る雑所得等は他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに、特別な所得割額の計算を行います。

### ●退職所得の課税の特例

退職所得については、退職手当等の支払者が、退職者に退職手当等を支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、支払額からその税金を引き落として、これを市に納入することになっています（ただし、死亡により支払われる退職手当等に対しては、市民税・県民税は課税されません）。

税額計算方法は次のとおりです。

(1)勤続年数が5年以下の法人役員などに支払われる退職手当等

$$\frac{\text{退職金} - \text{退職所得控除額}}{\text{①}} \times \text{税率}$$

①

(2)上記以外の従業員、法人役員などに支払われる退職手当等

$$\frac{\text{退職金} - \text{退職所得控除額}}{\text{①}} \times \frac{1}{2} \times \text{税率}$$

①

(ア) ①の退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

(イ) 税率は、一律10%（市民税6%、県民税4%）です。

(ウ) 税額に、100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用除外します。

### ●退職所得控除額

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

### ●土地建物等の譲渡所得

土地建物等の資産を売った時の譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

●長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地・建物等の資産を売った年の1月1日における所有期間により長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分されます。

区分	所有期間
長期譲渡所得	5年を超える
短期譲渡所得	5年以下

譲渡所得に係る税額の計算

$$\boxed{\text{譲渡の収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

↳ 課税譲渡所得金額

●長期譲渡所得の税額計算

税額 = 課税長期譲渡所得金額 × 税率

課税長期譲渡所得 (A)	市民税	県民税
一般分	A × 3%	A × 2%
国や地方公共団体又は優良宅地の造成のために土地等を譲渡した場合※	A × 2.4% (2,000万円を超える部分のAについては3%)	A × 1.6% (2,000万円を超える部分のAについては2%)
所有期間が10年を超える居住用財産等を譲渡した場合	A × 2.4% (6,000万円を超える部分のAについては3%)	A × 1.6% (6,000万円を超える部分のAについては2%)

※特別控除額を用いる場合は、一般分の税率で計算します。

●短期譲渡所得の税額計算

税額 = 課税短期譲渡所得金額 × 税率

課税短期譲渡所得 (B)	市民税	県民税
一般分	B × 5.4%	B × 3.6%
国又は地方公共団体等に土地等を譲渡した場合	B × 3%	B × 2%

●特別控除

政策的に税額を軽減するために設けられた控除です。

特例が受けられる場合	特別控除額
収用対象事業のために、土地・建物等を譲渡	5,000万円
自分の住んでいる家屋や敷地等を譲渡	3,000万円
地方公共団体等が行う土地区画整理事業等のために土地等を譲渡	2,000万円
地方公共団体等が行う特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡	1,500万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡	800万円



## (2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所を有する法人に対してかかる税金です。均等の税額によって納めていただく「均等割」と、法人の所得に応じた法人税額（国税）をもとに課される「法人税割」があります。

区 分	説 明			
納税義務者	納税義務のある法人		均等割	法人税割
	市内に事務所や事業所を有する法人		○	○
	市内に寮や保養所などのみを有する法人		○	×
	公益法人などで収益事業を行わないもの		○	×
	法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所や事業所を有するもの		×	○
税 率	〈均等割〉			
	資本金等の額	従業者数	税率（年額）	
	公益法人等		50,000円	
	1千万円以下	50人以下		
		50人超	120,000円	
	1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円	
		50人超	150,000円	
	1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円	
		50人超	400,000円	
	10億円超	50人以下	410,000円	
	10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円	
	50億円超		3,000,000円	
	◆均等割の税率区分基準の変更について（平成27年度改正）			
判定基準の一つである「資本金等の額」について、次のとおり改正が行われました。この改正は平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。				
(1)「資本金等の額」について				
法人税法第2条第16号に規定する「資本金等の額」又は同条第17号の2に規定する「連結個別資本金等の額」。ただし、無償増資・無償減資等を行った場合は、無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに無償増資の額を加算した額となります。				
◇無償増資について				
平成22年4月1日以後に利益準備金又はその他利益剰余金を減少し、資本金とした場合、その資本金とした額を加算します。				
◇無償減資額等について				
・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く）による資本の欠損のてん補を行った場合並びに旧商法第289条第1項及び第2項に規定する資本準備金による資本の欠損のてん補を行った場合、その資本の欠損のてん補に充てた額を減算します。				
・平成18年5月1日以後にその他資本剰余金による損失のてん補を行った場合、その損失のてん補に充てた額（損失のてん補に充てた日以前1年間においてその他資本剰余金として計上した額に限る）を減算します。				
※無償減資等による欠損てん補及び無償増資を行った法人は、その事実及び金額を証する書類の添付が必要となります。				
（例）株主資本等変動計算書、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等				

<p>税 率</p>	<p>(2) 税率区分の判定基準について                  (1)の「資本金等の額」と「資本金+資本準備金の額」(又は出資金の額)を比較し、金額の大きい方が税率区分の基準となります。  <b>〈法人税割〉</b>                  法人税割の税率は次のとおりとなっていますので、適用される事業年度と税率にご注意ください。                  -税率-                  平成26年9月30日以前に開始した事業年度分……12.3%                  平成26年10月1日以後に開始する事業年度分…… 9.7%                  令和元年10月1日以後に開始する事業年度分…… 6.0%</p>						
<p>法人の設立・設置の届出</p>	<p>市内に新しく法人等を設立したり、支店・営業所を設置したときは、登記事項証明書(写)と定款(写)を添えて、法人の設立(設置)申告書を提出する必要があります。</p>						
<p>法人の異動・変更の届出</p>	<p>法人の設立・設置の届出以後に、本店所在地・代表者・商号・決算期等の変更や、事務所等の廃止・合併・解散などがあつた場合もその都度届出が必要です。</p>						
<p>申告と納税</p>	<p>事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになります。</p> <table border="1" data-bbox="435 972 1401 2096"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 972 619 1048">区 分</th> <th data-bbox="619 972 1401 1048">申告期限および納付税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1048 619 1671"> <p>中間申告 (予定申告)</p> </td> <td data-bbox="619 1048 1401 1671"> <p><b>申告期限</b>                      …事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内</p> <p><b>納付税額</b>                      …次の(1)又は(2)の額です。</p> <p>(1) <b>予定申告</b>                      「均等割額(年額)の1/2」と「前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数」の合計額</p> <p>(2) <b>中間申告</b>                      均等割額(年額)の1/2とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額                      ※平成23年4月1日以後に開始する事業年度について、仮決算をした場合の中間申告による法人税額が、前事業年度の確定法人税額の1/2を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1671 619 2096"> <p>確定申告</p> </td> <td data-bbox="619 1671 1401 2096"> <p><b>申告期限</b>                      …事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内                      ※平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合の申告期限は、残余財産が確定した日から1月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とのいずれか早い日です。</p> <p><b>納付税額</b>                      …均等割額と法人税割額の合計額                      ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	申告期限および納付税額	<p>中間申告 (予定申告)</p>	<p><b>申告期限</b>                      …事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内</p> <p><b>納付税額</b>                      …次の(1)又は(2)の額です。</p> <p>(1) <b>予定申告</b>                      「均等割額(年額)の1/2」と「前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数」の合計額</p> <p>(2) <b>中間申告</b>                      均等割額(年額)の1/2とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額                      ※平成23年4月1日以後に開始する事業年度について、仮決算をした場合の中間申告による法人税額が、前事業年度の確定法人税額の1/2を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。</p>	<p>確定申告</p>	<p><b>申告期限</b>                      …事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内                      ※平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合の申告期限は、残余財産が確定した日から1月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とのいずれか早い日です。</p> <p><b>納付税額</b>                      …均等割額と法人税割額の合計額                      ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。</p>
区 分	申告期限および納付税額						
<p>中間申告 (予定申告)</p>	<p><b>申告期限</b>                      …事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内</p> <p><b>納付税額</b>                      …次の(1)又は(2)の額です。</p> <p>(1) <b>予定申告</b>                      「均等割額(年額)の1/2」と「前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数」の合計額</p> <p>(2) <b>中間申告</b>                      均等割額(年額)の1/2とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額                      ※平成23年4月1日以後に開始する事業年度について、仮決算をした場合の中間申告による法人税額が、前事業年度の確定法人税額の1/2を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。</p>						
<p>確定申告</p>	<p><b>申告期限</b>                      …事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内                      ※平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合の申告期限は、残余財産が確定した日から1月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とのいずれか早い日です。</p> <p><b>納付税額</b>                      …均等割額と法人税割額の合計額                      ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。</p>						

## ② 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。→P.35、◆償却資産とは）に対してかかる税金で、その固定資産のもつ価値に応じて納税義務者の方に負担していただくものです。

### ◆納税義務者（固定資産税を納める人）

毎年1月1日時点において、市内に固定資産を所有している人です。この所有している人とは、次のとおりです。



土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※相続登記がなされていない場合、その土地、家屋を1月1日時点で現に所有されている人は、その事実を知った日から3か月以内に住所・氏名等を申告していただく必要があります。

※年の途中で固定資産の売買等があった場合は？

（→P62、税に関するQ&A）

### ◆固定資産の価格の決め方

固定資産の価格は、総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づいて評価決定し、市の固定資産課税台帳に登録されます。

また、この価格は原則として3年ごと（償却資産は毎年）に見直すこととなっています。この評価を見直すことを「評価替え」といい、評価替えのあった年度を「基準年度」といいます。基準年度以外の年度であっても、地目の変更、分合筆等のあった土地や新築・増築のあった家屋については新たに評価をし、価格を決定します。

なお、次の基準年度は令和9年度になります。

## ◆税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

(注) 課税標準額…原則として、固定資産課税台帳に登録された価格になります。  
ただし、住宅用地等に対する課税標準の特例措置や土地についての税負担の調整措置が適用される場合は、その課税標準額は価格よりも低くなります。(→P28以降参照)

## ◆免税点

市内に同一人が所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

## ◆納税

市役所から送付された納税通知書により、通常年4回（5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくか、5月に一括で納めていただきます。

## ◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

### ●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、納税者の方が市内の土地又は家屋の価格を「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により比較し、評価が適正であるかどうかを確認できる制度です。

縦覧期間	毎年4月1日から休日等を除き最初の納期限の日まで
縦覧できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に土地又は家屋を所有する納税者及びその同一世帯の親族</li> <li>・委任状持参の代理人</li> </ul>

## ●固定資産課税台帳の閲覧

閲覧は、納税義務者又は借地・借家人などの方が、「固定資産課税台帳」により固定資産の価格等を確認するための制度です。

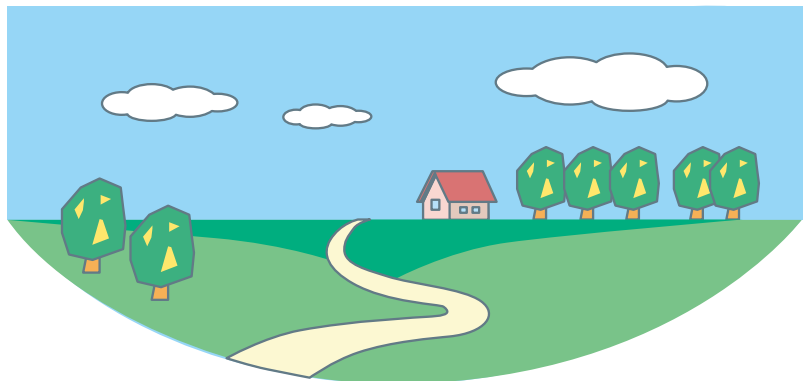
閲覧期間	4月1日から休日等を除き1年中
閲覧できる方	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に固定資産を所有する納税義務者及びその同一世帯の親族</li><li>・委任状持参の代理人</li><li>・借地、借家人などの方で賃貸借契約書や裁判所の選任書等を持参した方</li></ul>

## ◆固定資産評価審査委員会に対する審査の申出

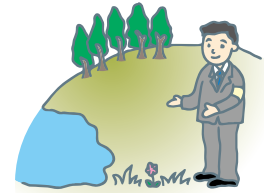
固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、固定資産税の納税者は、審査の申出をすることができます。

申出期間	価格等の登録をした旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで
申出先	豊橋市固定資産評価審査委員会（事務局 財務部市民税課）

※ただし、基準年度以外の年度では、地目の変更等のあった土地、新築・増築した家屋及び償却資産を除いて、審査の申出をすることはできません。



## [土地に対する課税]



### ◆評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により価格を決定します。

地目…田、畑、宅地、山林、その他（原野、池沼、雑種地等）の分類をいいます。

土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

### ◆住宅用地に対する課税標準の特例

居住用の家屋（専用住宅及び併用住宅）の敷地については、その税負担を軽減するため、次のとおり特例措置がとられています。

住宅用地	課税標準額
小規模住宅用地(200㎡以下の部分)	価格×1/6
一般住宅用地(200㎡を超える部分)	価格×1/3

※上記特例措置を受けるためには、住宅用地の申告が必要です。マンションやアパートのような集合住宅は一戸一戸が一つの住宅なので、その住宅戸数に200㎡を乗じて得た面積までが小規模住宅用地にあたります。

なお、賦課期日において「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けた「管理不全空家等及び特定空家等」の敷地の用に供する土地については、住宅用地特例の対象から除外されます。

### ◆住宅用地の範囲

特例の対象となる「住宅用地」の面積は、住宅の敷地面積（住宅の延床面積の10倍が限度）に次の表の率を乗じて求めた面積となります。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	1/2以上	1.0
		1/4以上1/2未満	0.5
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	3/4以上	1.0
		1/2以上3/4未満	0.75
		1/4以上1/2未満	0.5



## ◆課税のしくみ

宅地の価格については、国土交通省が公表する「地価公示価格」の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。また、実際の税負担についても均衡化を図るため、負担の水準が低い土地については税額をなだらかに上昇させる一方、負担の水準がある程度高い土地（ただし住宅用地を除く。）については税額を据え置くまたは引き下げるといった負担調整措置をおこなっています。

具体的な税額の算出方法は次のとおりになります。

$$\text{税額} = \text{課税標準額 (価格} \times \text{特例率)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

※住宅用地特例率は1/6又は1/3です。

(→P28、◆住宅用地に対する課税標準の特例)

## ◆令和6年度の負担調整措置

課税標準額は、負担水準に応じて以下の表に基づき算出します。

負担水準とは、本来の課税標準額に対し、前年度の課税標準額がどの程度の割合であるかを表します。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{本来の課税標準額 (今年度の価格} \times \text{特例率)}}$$

※住宅用地特例率は1/6又は1/3です。

(→P28、◆住宅用地に対する課税標準の特例)

### ●住宅用地の場合

負担水準	課税標準額
100%以上	本来の課税標準額 (住宅用地に対する課税標準の特例適用後)
100%未満	前年度課税標準額 + 本来の課税標準額 × 5% ただし、上記額が「本来の課税標準額」を上回る場合は本来の課税標準額まで引き下げ、「本来の課税標準額 × 20%」を下回る場合は20%まで引き上げる。

## ●商業地等の場合

負担水準	課税標準額
70%超	本来の課税標準額×70%
60%以上 70%以下	前年度課税標準額
60%未満	前年度課税標準額+本来の課税標準額×5% ただし、上記額が「本来の課税標準額×60%」を上回る場合は60%まで引き下げ、「本来の課税標準額×20%」を下回る場合は20%まで引き上げる。

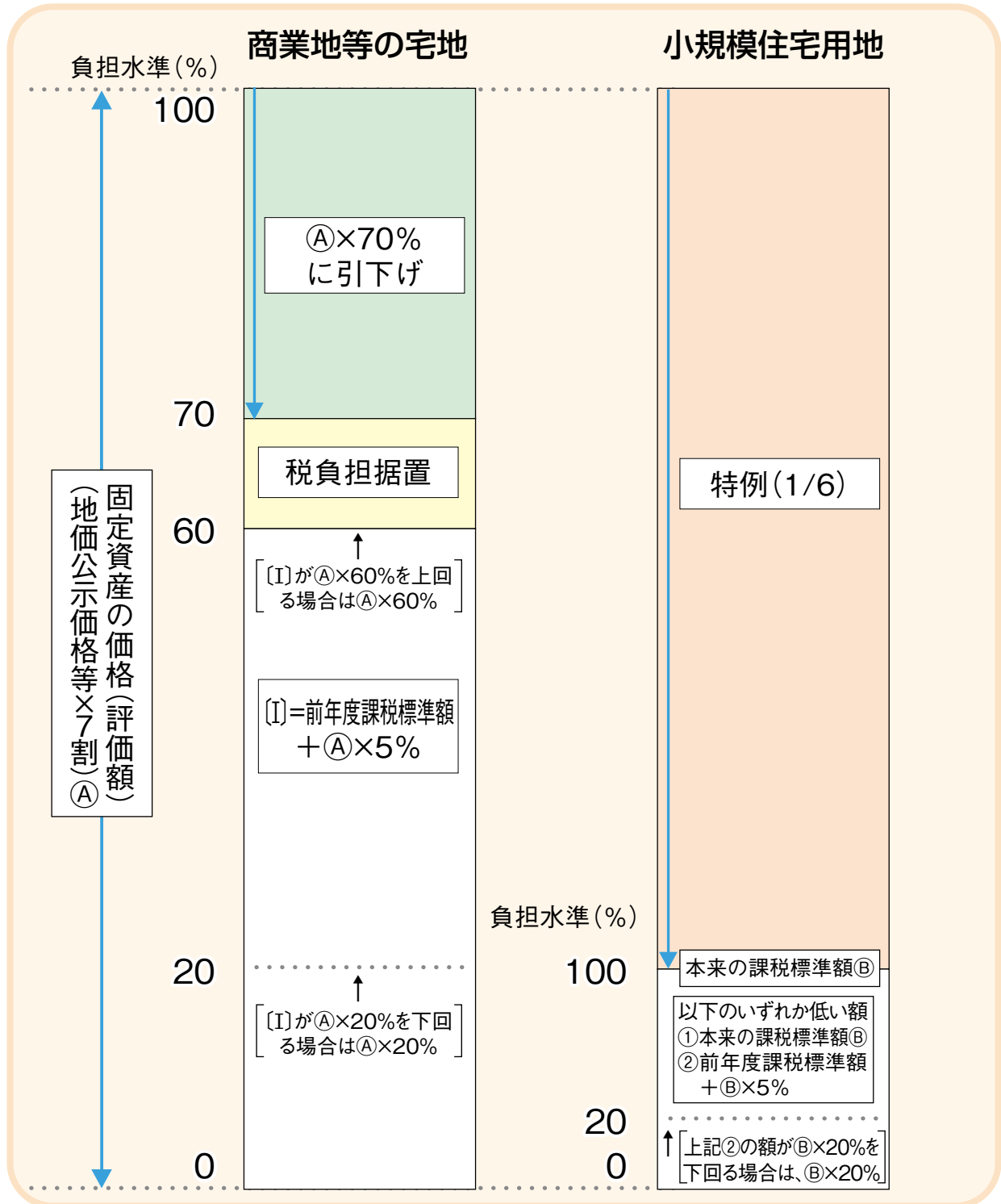
## ●農地の場合

一般農地では原則として土地の評価額がそのまま本来の課税標準額になります。また市街化区域農地では特例率が1/3になります。

$$\text{本来の課税標準額} = \text{土地の評価額} (\times 1/3)$$

負担水準	課税標準額
90%以上	前年度課税標準額×1.025 ただし、上記額が「本来の課税標準額」を上回る場合は本来の課税標準額まで引き下げる。
80%以上 90%未満	前年度課税標準額×1.05
70%以上 80%未満	前年度課税標準額×1.075
70%未満	前年度課税標準額×1.1

# 固定資産税（土地）に係る 令和6～8年度の負担調整



出典 一般財団法人 資産評価システム研究センター 「令和6年度 固定資産税のしおり」

## [家屋に対する課税]



### ◆評価のしくみ

価格 = 再建築価格 × 経年減点補正率

再建築価格	評価する家屋と同一のものを、評価の時点において新築する場合に必要な建築費
経年減点補正率	家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗による減価を考慮して定められた率

### ◆家屋の固定資産税の減額措置

#### (1)新築住宅に対する減額

新築された住宅が、次の表に当てはまる場合、新たに固定資産税がかかる年度から一定期間の固定資産税が減額されます。

居住割合	専用住宅または併用住宅で居住部分の割合が1/2以上のもの (区分所有家屋では区分所有されている部分ごとに判定します。)
床面積	居住部分の床面積が50㎡(共同住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下の住宅 [区分所有家屋では「区分所有されている専用床面積+持分である分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどの場合も、独立的に区分された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。]

#### ●減額の範囲・割合

減額される部分	減額される範囲	減額割合
上記の要件を満たす住宅の居住部分 (併用住宅の店舗・事務所部分など住宅以外の部分は対象外です。)	1戸あたり120㎡まで	1/2減額

#### ●減額期間

①一般の住宅(②以外)	3年度分
②3階建以上の耐火構造または準耐火構造の住宅	5年度分

新築住宅が認定長期優良住宅の場合

①一般の住宅(②以外)	5年度分
②3階建以上の耐火構造または準耐火構造の住宅	7年度分

※認定長期優良住宅とは

通常の住宅と比べて、特に長期にわたり良好な状態で使用できる構造や設備を備えているとして、着工までに市の認定を得た住宅です。

★各減額期間を過ぎると、本来の税額となります。

(2)住宅耐震改修に伴う減額措置

令和8年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合は固定資産税が減額されます。

減額される期間	減額される範囲	減額割合
1年間	1戸あたり120㎡まで	1/2減額
		2/3減額 (認定長期優良住宅となったもの)

○次の全ての要件にあてはまる住宅

- ①昭和57年1月1日以前建築の住宅
- ②耐震改修工事費用が50万円を超えるもの（リフォーム代金は除く）
- ③耐震改修を行うことにより、一棟全体が現行の耐震基準に適合すること

(3)バリアフリー改修に伴う減額措置

令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合は固定資産税が減額されます。

減額される期間	減額される範囲	減額割合
1年間	1戸あたり100㎡まで	1/3減額

○次の要件にあてはまる住宅

- ①新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ③改修工事費用が50万円を超えるもの（リフォーム代金、補助金等を除く）

○次のいずれかに該当する方が居住する住宅

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または、要支援認定を受けている方
- ③障害者の方

## ○対象となるバリアフリー改修工事

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室・トイレの改良 ④手すり取付け  
⑤床の段差解消 ⑥引き戸への取替え ⑦床表面の滑り止め化

## (4)省エネ改修に伴う減額措置

令和8年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った場合は固定資産税が減額されます。

減額される期間	減額される範囲	減額割合
1年間	1戸あたり120㎡まで	1/3減額
		2/3減額 (認定長期優良住宅となったもの)

## ○次の要件にあてはまる住宅

- ①平成26年4月1日以前建築の住宅（賃貸住宅を除く）  
②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること  
③改修工事費用が60万円を超えるもの（リフォーム代金、補助金等を除く）  
④改修を行うことにより、現行の省エネ基準に新たに適合すること

## ○対象となる省エネ改修工事

次の①から④までの工事のうち、①を含む工事

- ①窓の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事  
④壁の断熱改修工事

\*外気等と接するものの工事に限る

※(2)～(4)いずれの減額措置も、改修後3ヶ月以内の申告が必要です。



## [償却資産に対する課税]

### ◆償却資産とは

事業の用に供する土地や家屋以外の有形固定資産で、法人税法又は所得税法に基づき減価償却を行っている資産です。(事業の例:製造業、小売業、農業、不動産業、太陽光発電など)

#### 償却資産具体例

資産の種類		具体例
1	構築物(建物附属設備を含む)	舗装路面、看板、門及び塀、ビニールハウス、テナントの造作(※1)など
2	機械及び装置	各種製造機械、自走式作業用機械、太陽光発電設備など
3	船舶	漁船、ボート、釣り船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	大型フォークリフト、鉄道車両など(※2)
6	工具、器具及び備品	ルームエアコン、パソコン、金型、看板、陳列棚、複合機など

※1 家屋の貸借人等(テナント)が取付けた内装工事などは、テナントの償却資産として扱います。そのため、テナントが申告を行う必要があります。

※2 自動車税、軽自動車税の対象となる車両を除く。

### ◆評価のしくみ

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。なお、個々の資産について、取得価額の5%が最低限度になります。

取得価額	国税(所得税、法人税)と同様	
減価率	固定資産評価基準によって耐用年数に応じて定められている減価率	
評価額	前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
	前年前に取得した資産	評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

## ◆申告

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に豊橋市内に所有する償却資産を申告しなければならないと定められています。

対 象 者	償却資産を所有している方、又は他の事業者 <sup>①</sup> に事業として償却資産を貸付けしている方(前年中に廃業、相続等あった方も含む)	
申告内容	1月1日現在豊橋市内に所有している資産の種類、名称、取得価額、数量、取得年月、耐用年数など	
提出期限	毎年1月末日	
提出の方法	郵送又は窓口へ持参	前年の12月中旬までに市役所から申告書を送付します
	電子申告 (eLTAX) <small>エルタックス</small>	地方税ポータルシステム「eLTAX」を用いて申告します。「eLTAX」については表紙裏をご覧ください
提出先	〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所財務部資産税課 償却資産担当 ☎ 0532 (51) 2226	

## ③ 都市計画税

都市計画税は、道路、下水道、公園を整備する都市計画事業または、土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。

課 税 対 象 資 産	市内の市街化区域内に所在する土地、家屋	
納税義務者(都市計画税を納める人)	毎年1月1日時点の土地、家屋の所有者	
土地、家屋の価格の決め方	固定資産税と同じ価格	
住宅用地に対する課税標準の特例	小規模住宅用地	価格×1/3
	一般住宅用地	価格×2/3
負担調整措置	固定資産税と同様	
税額の算出方法	課税標準額×税率(0.25%)	
免 税 点	固定資産税が免税点未満のものは課税されません。(→P26参照)	
納 税 方 法	固定資産税(土地・家屋・償却資産)とあわせて、同一の納税通知書で納付。	

## 4 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に売り渡すたばこに対してかかる税金です。

### ◆納税義務者（市たばこ税を納める人）

卸売販売業者等に課税されます。小売定価には市たばこ税などの税金が含まれていますので、実際に税金を負担するのはたばこを買った消費者です。

### ◆税額の算出方法

税額 = 市内の小売販売業者に売り渡したたばこの合計本数 × 税率（1,000本につき6,552円）

※ 葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは「重量」により、加熱式たばこは「重量」と「価格」により本数へ換算します。

### ◆申告と納税

卸売販売業者等が、毎月末日までに前月に売り渡したたばこに対する税金を市に申告して納めます。

## 5 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税金です。

### ◆納税義務者（鉱産税を納める人）

鉱物の掘採事業を行う鉱業者

### ◆税額の算出方法

鉱物の価格 × 税率（1%）

（ただし、1か月間に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7%）

### ◆申告と納税

鉱業者が毎月掘採した鉱物の数量、価格、税額などを翌月20日までに申告して納めます。



## 6 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設等の設備及び観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に課税されます。

納税義務者	鉱泉浴場の入湯客 ※ただし、12歳未満の方など、課税されない場合があります。
税率	入湯客1人1日について 150円
納入方法	鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、前月分を毎月15日までに申告して納入します。

## 7 軽自動車税

### ◆環境性能割

軽自動車税（環境性能割）は、令和元年10月1日から従来の自動車取得税が廃止された代わりとして新たに導入されました。軽自動車の取得時に課税され、取得額に環境性能に応じた税率をかけて計算されます。当分の間賦課徴収事務は愛知県が行います。

### ◆税率

環境性能割額 = 軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		非課税	非課税
令和12年度燃費基準80%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）			
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車		1%	0.5%
令和4年度燃費基準+5%達成車（貨物）			
令和12年度燃費基準70%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）		2%	1%
令和4年度燃費基準達成車（貨物）			
令和12年度燃費基準60%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）		2%	2%
令和4年度燃費基準95%達成車（貨物）			
上記以外（乗用・貨物）			2%

ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る

### ◆種別割

軽自動車税（種別割）は、市内に主たる定置場のある軽自動車等（原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車）の所有者等に対してかかる税金です。

### ◆納税義務者（軽自動車税を納める人）

毎年4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有又は使用している人。

## ◆税率

車体課税のあり方も含めた自動車関係税制の抜本的な見直しが行われ、平成27年度から三輪以上の軽自動車、平成28年度から原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車の年税額が次のように変更となりました。

このうち、三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規登録車両）から適用されます。

また、平成28年度から最初の新規検査（新規登録）から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、概ね20%の重課（税額が重くなる）となりました。

### ●原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付 自転車	50cc以下（白色ナンバー）	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下（黄色ナンバー）	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下（桃色ナンバー）	1,600円	2,400円
	ミニカー（空色ナンバー）	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車 125cc超～250cc以下 （側車付きのものを含む）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 250cc超		4,000円	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用自動車 （草刈脱穀作業用自動車含む）	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円

※平成28年度から税額変更となりました。

### ●三輪車・四輪以上の軽自動車

車種区分			平成27年度以降		平成28年度以降
			①平成27年3月31日 までに最初の新規検査 を受けた車両	②平成27年4月1日 以降に最初の新規検査 を受けた車両	③最初の新規検査か ら13年を経過した車両 （経年重課）
四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

### ●「グリーン化特例（軽課）」について

排出ガス、燃費性能の優れた車両についての特例として最初の新規検査を受けた車両（新規登録車両）で、環境負荷の小さいものは、令和6年度の税率が軽減されます。

車種区分			令和6年度		
			①新税率の75%軽減	②新税率の50%軽減	③新税率の25%軽減
四輪 以上	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

※最初の新規検査（新規登録）が、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの車両。



- ①電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車）
  - ②令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
  - ③令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
- ※②③については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の車両に限ります。また、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。  
※燃費基準の達成状況については、車検証の備考欄に記載されています。

## ◆申告

軽自動車等を取得した場合はその日から15日以内に、市外へ転出した場合又は軽自動車等を譲渡した場合は30日以内に下記の場所で申告してください。

（なお、廃車する場合も下記の場所で、速やかに申告してください。）

種 類	申 告 場 所
原 動 機 付 自 転 車 (125cc以下) 小 型 特 殊 自 動 車	豊橋市役所財務部資産税課 豊橋市今橋町1番地 ☎0532 (51) 2210
二 輪 の 軽 自 動 車 (125cc超 250cc以下)	愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎050 (5540) 2049
二 輪 の 小 型 自 動 車 (250cc超)	
三 輪 及 び 四 輪 以 上 の 軽 自 動 車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 ☎050 (3816) 1771

## ◆納税

市役所から送付する納税通知書によって、毎年5月末日（当日が土曜日又は日曜日の場合は、その翌月曜日）の納期限までに納めていただきます。

なお、軽自動車税(種別割)には、自動車税のような月割課税制度はありません。

## ◆減免

身体障害者等の為に使用するなど、一定の要件を満たす軽自動車について、減免の措置があります。

## ◆オリジナルナンバープレート

豊橋市のマスコットキャラクター「トヨッキー」の図柄を盛り込んだオリジナルナンバーを平成23年9月9日から交付しています。



見本 原付 50cc 以下



## 8 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、事業所の床面積及び従業者の給与総額に応じて課税されます。

区 分	事 業 所 税		
納 税 義 務 者	市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従業者割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1㎡につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の0.25%	
免 税 点	資 産 割	市内の事業所床面積の合計が1,000㎡以下	
	従業者割	市内の従業者数の合計が100人以下	
納 付 の 方 法	納税義務者が課税標準額や税額などを申告し、納付します。		
申 告 納 付 期 限	法 人	事業年度終了の日から2ヵ月以内	
	個 人	翌年の3月15日まで	

※単独では免税点以下でも、みなし共同事業に該当することで免税点を超えることがあります。

### ◆申告

#### ●事業所税の申告が必要な方

- 市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人で、市内の事業用家屋の床面積の合計が900㎡を超えた方、又は従業者の合計が90人を超えた方
- 前事業年度又は、前年の個人に係る課税期間において事業所税の納税義務を有していた方

#### ●事業所用家屋の貸付けに係る申告が必要な方

- 事業所税の納税義務者に事業用家屋等を貸付けている方